

## 第4回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年2月8日(火)  
午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所会議室(5階)
- 3 出席委員 會田鋭一郎, 石黒美智子, 岡部幸子, 北野通世, 坂本康博, 鈴木晴男, 寺内芙美子, 富樫秀幸, 成田喜達(委員長), 保坂栄治, 三浦元
- 4 列席職員 菅原幸夫事務局長, 太田隆行民事首席書記官, 村川千春刑事首席書記官, 中井川英事務局次長, 鈴木聖一山形家裁総務課長(庶務事務担当者)
- 5 議事要旨

(1) 山形地方裁判所長あいさつ

(2) 今回の議題「裁判員制度の広報の在り方について」の意見交換に先立って、これまでに山形地方裁判所が取り組んできた裁判員制度に関する広報活動と裁判員制度の概要についての裁判所の担当者の説明と、裁判員裁判の手續や運用について裁判所内部で検討するために制作された裁判員裁判模擬裁判ビデオの視聴が行われた。

<主な意見>

- 裁判所では様々な広報に取り組んでいるようだが、一度見たり聞いたりしただけでは、なかなか理解が深まらないと思うので、今後も継続的に分かりやすい広報活動を進めていく必要があると考える。
- 裁判員制度では、評議の内容等を外部に漏らした場合には罰則がある(いわゆる「守秘義務」の規定)と報道等で聞いている。法曹三者(最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会)が作成したパンフレット「裁判員制度がはじまります!」(以下「法曹三者パンフレット」という。)等では、守秘義務のことに触れられていないが、国民が不安に感じている事項でもあり、きちんと知らせ

るべきではないか。

- 裁判員制度は国民の司法参加を実現する上で非常に重要なものであり、国民の理解と積極的な参加を求めるために、まずは、裁判員制度導入の趣旨や制度自体の概要を積極的に広報したいと考えている。また、広報の場面においては、積極的な参加を求める側から、いきなり「裁判員になった場合、守秘義務を守らなければ罰則がありますよ。」とは説明しにくい。

しかし、参加する国民が制度への不安を抱かないためにも、質問があれば当然回答すべき事項ではあると考えるし、裁判所としても更に詳しい説明を行う場合には、その点まで踏み込んで説明したいと考えている。

- 職場内で裁判員制度が話題になったことがあるが、同僚は、言葉自体は知っていたが、一般の国民である自分たちが関与する制度だという意識が無かった。世間にも、自分には関係のないことだと考えている人が多いのではないかと感じられるので、広く国民が参加するものだというのを積極的に広報していくべきでないか。

- 現在、刑事合議事件については、山形地方裁判所本庁と鶴岡支部で行われているが、裁判所や検察庁の処理態勢の問題から、鶴岡支部で裁判員裁判を取り扱うことは難しいのではないかと考えられる。仮に、裁判員裁判が山形地方裁判所本庁だけの取扱いになれば、遠隔地である庄内地方の市町村からは実質的に出頭困難なので、裁判員は内陸地方の人を中心に選ぶことになるのではないかと考えられる。また、平成15年の山形地方裁判所管内の裁判員裁判対象事件に該当する事件は37件ということであるが、1件の審理に要する期間を仮に2日間としても、年間で74日の審理日数を要することになり、山形県内の法曹人口では、その受け皿が十分でないと感じられる。少なくとも裁判官と検察官各1人が増員されないと大変である。このような事項から議論を行って、裁判員制度についてある程度具体的なイメージを国民に対して示していかなければ、効果的な広報もできないのではないかと考える。

- 裁判員制度の中身についていろいろ心配はあるが、平成21年5月までには実施されるとのことであるから、一市井人として、建設的に考えていく必要があると考えている。法曹三者パンフレットは良くできているので、女性団体や青年団体、ロータリークラブ等の社会奉仕団体、農協等、できるだけ幅広く配布してほしいと思う。
- メディアの利用を積極的に行っていくべきである。裁判員裁判の模擬裁判ビデオ等を視聴する機会を設けて、それをメディアに採り上げてもらって周知を図ったり、ビデオそのものの貸し出しを行ったりすることを考えていったら良いのではないか。
- 法曹三者パンフレットに記載されている説明事項のうち、裁判員裁判の審理にどのくらいの日数がかかるのかといったことや、裁判員はどのように保護されるのか、裁判員に日当や交通費は支払われるのか、裁判員制度で裁判所に出頭するために仕事を休んだことで不利益を受けることがないのかといった事項は、もう少し詳しく説明する必要があるのではないか。特に、裁判員となった場合に自分や家族に危害が加えられないかとか、雇用関係に影響しないかといったことについては、国民は非常に不安を感じると思うので、より具体的な説明が必要ではないか。
- 国民の大半は、これまでは日常生活から遠い存在だった刑事裁判手続に直接自分たちが関与していかなければならないことに大きな負担感や不安感を持っている。パンフレット等はそれを解消するための材料ではあるが、いくら説明してもその負担感や不安感を一掃するのは実際には難しいことだと思う。広報の場面では、それよりも、裁判員制度を導入することによって、刑事裁判がどのように改善されていくのかということ、強く打ち出していく必要があると思う。裁判員制度の実施まではまだ期間があると思うが、実施時期が迫れば、裁判員制度についてマスコミが自発的に密度の濃い報道をされると思われるので、裁判所の広報の在り方としては、その時期までの間の、国民へ制度の浸透を図

るための効果的な方法を考えていく必要がある。制度の中身を詳しく説明すればするほど、国民の不安感等を増大させてしまう可能性もあり、広報をどのように行っていくかは非常に難しい問題であるが、国民の積極的な参加意識を高める方向で進めればよいと思う。

- 法曹三者パンフレットの記載内容を見て、ほとんどの国民に裁判員として選任される可能性があるということの説明に乏しく、何か他人事のように書かれているという印象を受けた。国民に対して、自分もいつか裁判員になる可能性があるのだということをもっと強く訴えかけるキャッチコピーを掲げるなどして、手に取って見てもらえるパンフレットにする必要があるのではないか。その点では、山形地方裁判所の庁内に掲示されている裁判員制度広報用のカレンダーの「あなたもいつか裁判員」という言葉は、良いキャッチコピーであると思う。
- 裁判所の広報行事である裁判所見学会に参加したことがあるが、多くの人が参加して熱心に話を聞いていた。大変良い行事だと思うので、より多くの国民が参加できるような形にして、その中で裁判員制度のことを取りあげていけば効果的な広報ができるのではないかと思う。
- 普通の人に裁判員になりたいかと聞けば、「なりたい。」と答える人は少ないのではないか。もし、殺人罪の裁判員に選ばれたりなどしたら、3日くらい寝れないほど緊張するという人が多いと思う。そのような人たちに裁判員として手続に参加してもらうわけであるから、裁判員制度が成功するためには法曹関係者はかなりの努力を必要とするのではないかと思う。裁判員制度について、国民からの質問があれば、いつでも答えることのできる部署を裁判所内に設置すべきである。
- 裁判所では、裁判員制度についての広報や質問等については、事務局総務課が窓口となって対応している。
- 裁判員となるのは職業を持った人が大部分であり、仕事を休むことをちゅう

ちよする人も多いと思われるので、裁判員となることが国民の義務であり、裁判員として送り出すことが雇用主の義務であることを社会に根付かせる必要があると思う。例えて言うなら、裁判員として裁判所に行くことが、選挙の投票に行くことと同じように捉えてもらえる状況を作り出すような広報を心掛けていくべきである。

- 当機関の裁判員制度広報に関するこれまでの活動状況としては、平成16年秋に山形市内の七日町通りと山形駅前において行った法曹三者パンフレットの街頭配布が挙げられる。実施予定のものとしては、本年3月に、ロータリークラブの定例会に当機関の長が出席して、裁判員制度についての講演を行う予定であり、今後も講演依頼等については積極的に対応していきたいと考えている。盛岡管内では、機関の長がテレビのニュース番組に出て5分間程度のピーアールを行ったとも聞き及んでいるので、山形地方裁判所管内でも同様の広報活動ができないか当機関でも検討中であり、更に進んで山形県内の法曹三者での出演等も広報的な価値があるのではないかと考えている。また、裁判員裁判の模擬裁判についても、制度理解のために、市民向けのものを企画していくことを検討している。
- 当機関としても裁判員制度の広報を行う必要性は感じているが、現段階で具体化しているものはない。上部機関からも模擬裁判等の広報に積極的に取り組むように指示されているが、現段階ではまだ裁判員裁判の具体的なイメージをつかむために、機関のメンバーで勉強会を開いている状況である。
- 普通の人に興味を引くような内容の、裁判員裁判を題材にしたドラマ等が制作できないものかと考える。例えば、年齢や仕事も異なる裁判員が、一つの事件についてそれぞれ判断に悩んでいる様子を描写したドラマ等がよいのではないか。そのドラマが社会的に評判になれば高い広報効果が得られるのではないか。
- 現在、法曹三者において裁判員制度広報用のビデオを制作中であり、本年3月ころまでには完成する予定と聞いている。また、裁判所独自の同様のビデオ

も制作中である。

- 将来、広報用ビデオができれば、公民館や学校等への貸出しを行ってほしい。

(3) 委員からの提案事項

ア 「利用者の声」アンケートの実施について

委員から、裁判所をより国民に身近な存在にするために、「利用者の声」アンケートを実施してはどうかとの提案があったため、他の出席委員の意見を聞いた。各委員の意見を参考にして、裁判所として、アンケートを実施するかどうかの検討を行っていくことが確認された。

イ 議事運営規則の制定について

委員から、これまでに山形地方裁判所委員会で決定された運営事項に関する申合せ事項について、議事運営規則として制定してはどうかとの提案があったため、他の出席委員の意見を聞いた。現時点で申合せとは別に改めて規則制定の必要性をそれほど感じないとの意見が多数を占めたため、議事運営規則の制定については見送ることとした。

(4) 次回テーマの予定

今回のテーマである「裁判員制度の広報の在り方について」を引き続いて取り上げることとした。

(5) 次回予定期日

平成17年7月11日（月）午後